

第八期 第1号被保険者 介護保険料の算定について

2021年度～2023年度
(令和3年度～令和5年度)

令和3年2月

保健福祉部 介護保険課

1 介護保険料基準額(第1号被保険者)の設定

2

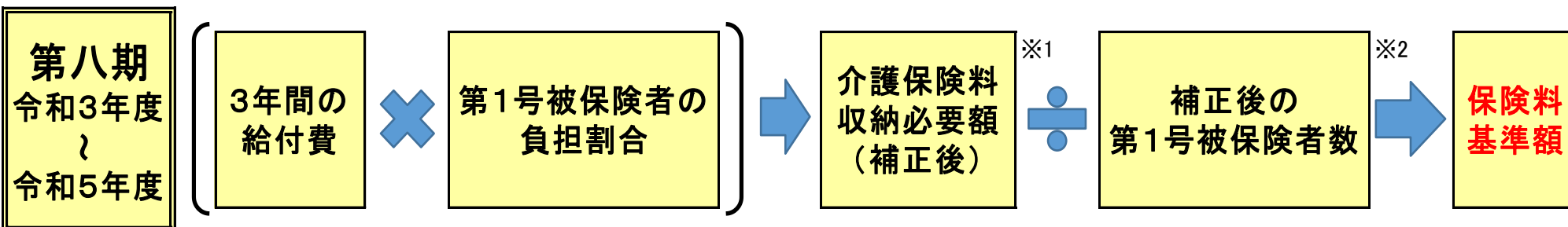
介護(予防)サービスに必要な全体費用

利用者負担 1割～3割	介護(予防)給付費 9割～7割	地域支援 事業費 の一部
----------------	--------------------	--------------------

保険料が50%		公費(税金)が50%		
第1号被保険者 (65歳以上の人) 23%	第2号被保険者 (40～64歳の人) 27%	国 25%	都道府県 12.5%	市区町村 12.5%

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の決め方

第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに必要な介護(予防)給付費等を見込み、保険者ごとに決めています。



※1 国の調整交付金や予定保険料収納率、介護給付費準備基金の取崩額を加味し推計

※2 所得段階ごとの被保険者数に、介護保険料率を掛けた人数

2 現行の介護保険料

令和2年度の第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

所得段階	対 象 者	保 険 料 率	保 険 料 年 額
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人、または世帯全員が市町村民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45 (基準額×0.3)	30,610円 (20,410円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.675 (基準額×0.5)	45,920円 (34,020円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75 (基準額×0.7)	51,030円 (47,620円)
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.875	59,530円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0	68,040円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	78,240円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.275	86,750円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	102,060円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.55	105,460円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.75	119,070円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×1.8	122,470円

※ 第1段階から第3段階の()内は、低所得者保険料軽減措置適用後

長野市の第1号被保険者(65歳以上)介護保険料は、所得に応じて**11段階に区分**しており、**保険料基準額(第5段階)**にそれぞれの**保険料率を乗じて得た額**としている。

※10円未満の端数調整あり

3 次期介護保険給付費等の推計

■施設利用者数及び居宅サービス見込量等から推計

- 介護保険給付費は、**標準給付費と地域支援事業費の合計**で、施設利用者数及び居宅サービス利用量並びに高齢者人口の増加を踏まえた地域支援事業の見込量から推計
※ 地域支援事業／要介護状態になる前からの介護予防事業

■令和3年度介護報酬改定

- 国は、感染症や災害への対応力強化、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止の取組の推進、介護人材の確保・介護現場の革新、制度の安定性・持続可能性の確保を図るため、**介護報酬改定率を0.7%増**にすることを決定したことから、その影響に伴う給付費の増加分を加味し推計

単位：千円

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護保険給付費等の推計		34,213,040	34,916,446	35,620,579
①	標準給付費	32,427,049	33,045,191	33,589,281
②	地域支援事業費	1,785,991	1,871,255	2,031,298

◎ 介護保険給付費等の推計（令和3年度～令和5年度分）

計 104,750,065千円

4 次期介護保険料算定の考え方

■ 第八期（令和3～5年度）の保険料段階の設定

- 第八期計画においては、国が示す標準的な所得段階が9段階のまま変更がないことから、更なる細分化はせず、現在の**11段階**とする。

■ 介護保険料の上昇抑制

台風災害及び新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、

◎ 介護保険料率の弾力化

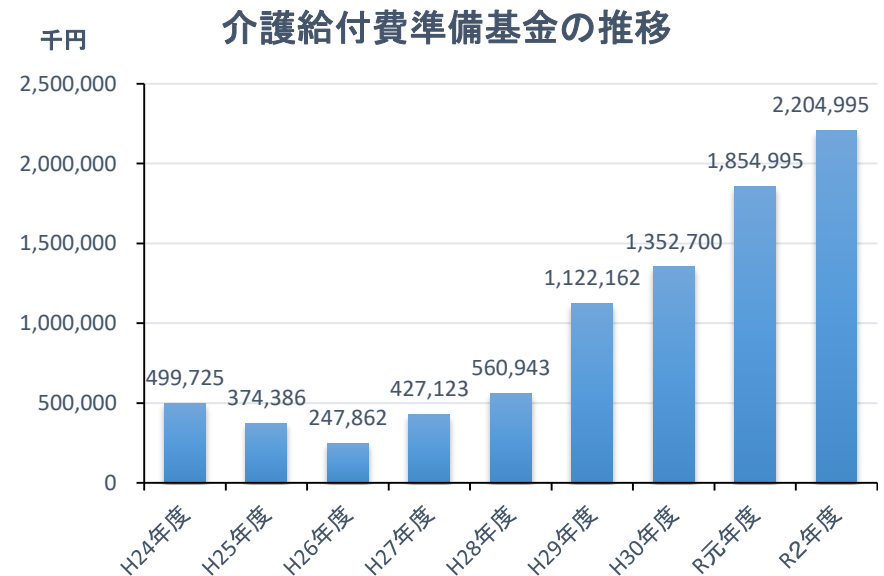
- 現役並みの所得区分である**第9段階の保険料率を国の基準まで引き上げ、併せて第10・11段階の保険料率を見直す**ことにより、**保険料基準額の上昇を抑制**

◎ 介護給付費準備基金の取り崩し

令和2年度末基金残高見込：約22億500万円

- 今後もサービス利用者の増加に伴う保険給付費等の増加により、介護保険料の上昇が見込まれることから、次期以降の介護保険運営に影響を及ぼさないことを前提に、**介護給付費準備基金の取り崩し**により、**保険料基準額の上昇を抑制**

	国の標準的な 段階区分	長 野 市	
		段階区分	保険料基準額
第一期	5段階	5段階	30,840円
第二期	5段階	5段階	37,080円
第三期	6段階	6段階	46,680円
第四期	6段階	9段階	47,880円
第五期	6段階	10段階	58,560円
第六期	9段階	11段階	65,800円
第七期	9段階	11段階	68,040円
第八期	9段階	11段階	68,040円



介護保険料基準額(第5段階)を据え置くこととする

5 介護保険料率の弾力化

長野市 令和2年度の介護段階表及び保険料(年額)

所得段階	対象者	年額
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人、または世帯全員が市町村民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	20,410円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	34,020円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	47,620円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	59,530円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	68,040円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	78,240円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	86,750円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	102,060円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	105,460円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上1,000万円未満の人	119,070円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	122,470円

保険料率		
国の基準	長野市	国との差
0.5	0.3	▲ 0.2
0.75	0.5	▲ 0.25
0.75	0.7	▲ 0.05
0.9	0.875	▲ 0.025
1.0	1.0	0.0
1.2	1.15	▲ 0.05
1.3	1.275	▲ 0.025
1.5	1.5	0.0
1.7	1.55	▲ 0.15
	1.75	0.05
	1.8	0.1

- 第9段階から第11段階までの保険料率を見直すことにより、応能負担を求めるとともに、低・中所得者の保険料の上昇を抑え、基準額の据え置きに資する。
- 保険料率の見直しを実施することにより、次回以降の計画期間における介護保険料見直しの際の大幅な上昇を回避することができる。

【第1段階から第8段階までの保険料率は変更なし】

段階	保険料率		差額(年額)
	第七期	第八期	
第9段階	1.55	1.70	10,200円増
第10段階	1.75	1.90	10,200円増
第11段階	1.80	2.00	13,610円増



6 介護給付費準備基金の取り崩し

- 本基金は、地方自治法及び市条例に基づき、保険給付費用等（第1号保険料で賄うべき費用）の財源に充てるため設置しているが、積立額に関する明確な基準はない。
- 事業計画期間（3年間）で納付された保険料に余剰が生じた場合は積み立てを行い、次期計画の保険料基準額を見込むに当たり取り崩すことで、保険料額の激変緩和に対応することができる。
- 基金保有により、計画期間中の国の介護報酬改定等による支出増加や災害や感染症等の発生による収入減少への対応など、保険財政の安定を図ることができる。（市町村は介護保険制度の運営主体）

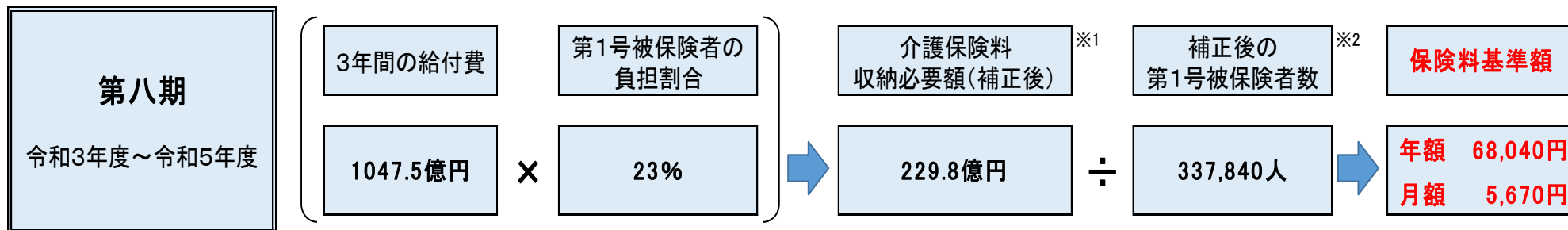
⇒ **介護保険料率の弾力化により、基金の取崩額は4億3,000万円(予定)**

(参考) ●中核市の基金積立額の状況（令和3年1月27日 いわき市集計）

	中核市（44市）平均	長野市
基金積立額（千円）	2,334,280千円	2,205,000千円

※ 長野市は44市中、多い方から**24番目**となっている。

7 次期介護保険料基準額の算定



※1 この金額は、国の調整交付金や予定保険料収納率、介護給付費準備基金の取崩額を加味し推計

※2 所得段階ごとの被保険者数に、介護保険料率を掛けた人数

8 第1号被保険者(65歳以上の人)の次期介護保険料

- 第1段階から第8段階までの保険料率及び保険料額は、据え置きとする。
- 第9段階の保険料率は、国の基準まで引き上げて、保険料額を増額とし、合わせて第10・11段階の保険料率及び保険料額も引き上げる。

所得段階	対 象 者	第 八 期		増 加 額 (第七期比)	対象者推計 人数構成比
		保 険 料 率	年 額		
第1段階	生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人、または世帯全員が市町村民税非課税で本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.45 (0.30)	30,610円 (20,410円)	0円 (0円)	15,780人 14.0%
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.675 (0.50)	45,920円 (34,020円)	0円 (0円)	8,279人 7.4%
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75 (0.70)	51,030円 (47,620円)	0円 (0円)	8,365人 7.4%
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.875	59,530円	0円	15,568人 13.8%
第5段階 (基準額)	世帯の中に市町村民税課税者があり、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000	68,040円	0円	18,217人 16.2%
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.15	78,240円	0円	16,644人 14.8%
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.275	86,750円	0円	15,353人 13.6%
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	102,060円	0円	7,234人 6.4%
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	115,660円	10,200円	2,893人 2.6%
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上1,000万円未満の人	1.90	129,270円	10,200円	3,199人 2.8%
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.00	136,080円	13,610円	1,081人 1.0%

7,173人
6.4%

※ 第1段階から第3段階の()内は、低所得者保険料軽減措置適用後